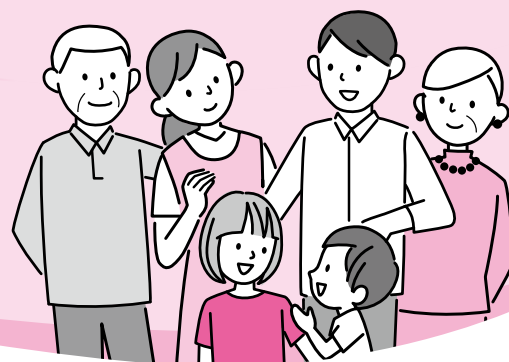


困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日頃感じている疑問や悩みを相談してみてもいいかもしれません。



10月の相談日

※期日中の12:00～13:00は相談を実施していません。

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民生活相談(離婚・相続・ 相続関係・金銭貸借など)	月・金曜日	9:00～16:00	市役所2階市民相談室	市民協働課 ☎20-1507
弁護士法律相談(予約制)	水曜日	13:00～16:00	※各相談の受け付けは、終了時間の30分前まで(午前の受け付けは11時30分まで)。予約制の相談は、予約の時間までに来てください。税務相談と不動産相談は、当日の午前9時30分から市民協働課で整理券を配布します。	※法人からの相談は受けません。内容や当日の混雑状況によっては相談を受けられない場合があります。弁護士法律相談(同年度中に相談は2回まで)の11月分の予約は10月30日(水)午前8時30分から受け付けます。
女性のための相談(DV含む・予約制)	木曜日	10:00～16:00		
税務相談	15日(火)	10:00～15:00		
不動産相談	15日(火)	10:00～12:00		
もめごと・なやみごと・ 苦情相談(人権・行政相談)	22日(火)	10:00～15:00		
市民よろず相談	26日(土)	13:00～16:00	保健福祉館	市民よろず相談室 うちだ 内田さん ☎91-5313
司法書士法律相談	16日(水)	18:00～20:00	もりんぴあこうづ	千葉司法書士会佐倉支部 しろい 白井さん ☎043-488-4633
司法書士による電話相談	月・水・土曜日	月・水曜日14:00～17:00 土曜日10:00～15:00	電話相談のみ (☎0120-971-438)	千葉司法書士会 ☎043-246-2666
法務局登記手続案内 (相続・抵当権抹消など、予約制)	月～金曜日	9:00～16:00	電話案内のみ	法務局成田出張所 ☎23-2313
住宅無料耐震相談(予約制)	18日(金)	9:00～16:00	市役所5階502会議室	建築住宅課 ☎20-1564
子育て中の人の職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階マザーズコーナー	ハローワーク成田マザーズコーナー ☎20-0567
消費生活相談	月～金曜日	9:00～16:30	市役所3階消費生活センター	消費生活センター ☎23-1161
事業承継に関する相談(予約制)	16日(水)	10:00～16:00	商工会館2階相談室	商工会議所 ☎22-2101
商工業者よろず支援拠点 サテライト相談(予約制)	17日(木)	10:00～16:00	商工会館2階相談室	商工会議所 ☎22-2101
若者の就労相談(予約制)	月～金曜日	10:00～17:00	勤労会館	ちば北総地域若者サポート ステーション ☎24-7880
社労士による年金相談	9日(水)・23日(水)	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1547
交通事故相談(予約制)	8日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	交通防犯課 ☎20-1527
障がい者相談	第4日曜日と 祝日を除く毎日	月～金曜日9:00～19:30 土・日曜日9:00～18:00	保健福祉館	ほっとすまいるセンター ☎27-1106
心配ごと相談	木曜日	13:00～16:00	保健福祉館	成田市社会福祉協議会 ☎27-7755
くらしと就労相談	月～金曜日	8:30～17:15	商工会館1階	暮らしサポート成田 ☎20-3399
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階こども家庭センター	子育て支援課 ☎20-1538
就学相談(予約制)*1	月～金曜日	9:00～17:00	教育センター	教育センター ☎20-2922
教育相談(予約制)*2	火曜日	9:00～16:00	教育センター	教育センター ☎20-2922
不登校相談*2	月～金曜日	9:00～17:00	ふれあい一む21	ふれあい一む21 ☎20-1414
学校教育全般・いじめ相談*2	月～金曜日	9:00～17:00	教育指導課(市役所5階)	教育指導課 ☎20-1582
スクールソーシャルワーカーへの相談*2	月・火・木・金曜日	9:00～17:00	教育センター	教育センター ☎20-2922
教育相談(家庭教育・青少年教育)	月～金曜日	9:00～17:00	教育センター	教育相談室 ☎22-5100
農地・農政相談(予約制)	2日(水)	8:30～11:30	下総支所	農政課 ☎20-1542
		13:30～16:30	大栄支所	

*1 対象は年長～中学生とその保護者

*2 対象は小中学生とその保護者